

第 1 4 9 3 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
甲府市丸の内一丁目18番1号
発行人 甲府市
毎月5日発行
発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[規 則]

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	3
甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例附則第6項及び第7項に規定する規則で定める職員を定める規則	4
市立甲府病院診療規則の一部を改正する規則	5
甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	7
市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	9

[告 示]

犬又は猫の引取り告示	11
介護保険被保険者証無効告示	12
空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項に基づく必要な措置を行うべき旨の公告	13
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	14
配当計算書・充当通知書公示送達	15
開発行為に関する工事の完了公告	16

生活保護法等指定医療機関指定公示	17
開発行為に関する工事の完了公告	18
ネーミングライツパートナー募集に係る手続開始の公告（3件）	19
生活保護法等指定医療機関廃止公示	25
公募型指名競争入札告示（2件）	26
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示	32
差押調書（謄本）公示送達	33
犬又は猫の引取り告示（2件）	34
介護保険料納入通知書・納入通知書兼特別徴収決定通知書・更正通知書・更正通知書兼特別徴収中止通知書・高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書公示送達	36
介護保険料督促状公示送達	38
介護保険料過誤納金還付通知書公示送達	39
生活保護法等指定介護機関変更公示	40
生活保護法等指定医療機関廃止公示	41
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	42
国民健康保険被保険者証無効告示	43

市民税・県民税税額決定兼納税通知書公示送達	44
農業振興地域整備計画の変更公告	45
開発行為に関する工事の完了公告	46
指定居宅サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	47
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止公示	48
犬又は猫の引取り告示	49
甲府市議会臨時会招集告示	50
配当計算書・充当通知書公示送達	51
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	52
市県民税督促状公示送達	54
市県民税過誤納金還付通知書公示送達	55
道路区域の変更告示	56
都市計画図書縦覧告示（3件）	57
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定公示	60
差押調書（謄本）公示送達	61
入札告示	62
指定障害福祉サービス事業者の廃止公示	65
指定障害福祉サービス事業者の指定公示	66
指定障害児通所支援事業者の指定公示	67
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示	68
[農業委員会]	
甲府市農業委員会1月定例総会招集公告	69
[上下水道局]	
甲府市上下水道局エネルギー管理規程の一部を改正する規程	70

入札告示	73
公共下水道の供用開始公告（2件）	76
指定給水装置工事事業者の指定告示	78
入札告示（3件）	80
[任免辞令]	
市長事務部局	89

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

規則

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 6 年 1 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 1 号

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和 5 年 1 2 月条例第 2 8 号）附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行期日は、令和 6 年 2 月 1 日とする。

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例附則第6項及び第7項に規定する規則で定める職員を定める規則をここに公布する。

令和6年1月30日

甲府市長 樋口 雄 一

甲府市規則第2号

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例附則第6項及び第7項に規定する規則で定める職員を定める規則

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月条例第10号）附則第6項及び第7項に規定する規則で定める職員は次に掲げる職員とする。

- (1) 一会計年度における会計年度任用職員としての任期の定め（任命権者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。）の合計が3月以内の職員
- (2) 1週間の勤務時間が15時間30分未満である職員

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

市立甲府病院診療規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第3号

市立甲府病院診療規則の一部を改正する規則

市立甲府病院診療規則（昭和42年1月規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4号様式中「・個室B」の次に「・準個室（2床室）」を加え、

「

特別室	1日	20,000円	電動ベッド、テレビ、ベッドサイドキャビネット、冷蔵庫、電話、洗面台、トイレ、応接セット、キッチン、バス、クローゼット、チェスト
個室A	1日	5,000円	電動ベッド、テレビ、床頭台、冷蔵庫、電話、ロッカー、洗面台、トイレ
個室B	1日	4,000円	電動ベッド、テレビ、床頭台、冷蔵庫、電話、ロッカー、洗面台

を

」

「

特別室	1日	15,000円	電動ベッド、テレビ、ベッドサイドキャビネット、冷蔵庫、洗面台、トイレ、応接セット、キッチン、バス、クローゼット、
-----	----	---------	--

			チェスト	
個室 A	1 日	5, 0 0 0 円	電動ベッド、テレビ、床頭台、 冷蔵庫、ロッカー、洗面台、ト イレ	に
個室 B	1 日	4, 0 0 0 円	電動ベッド、テレビ、床頭台、 冷蔵庫、ロッカー、洗面台	
準個室 (2 床室)	1 日	1, 5 0 0 円	電動ベッド、テレビ、床頭台、 冷蔵庫、ロッカー、洗面台、デ スク、ソファ	

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第4号

甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和39年4月規則第48号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の3条を加える。

（指定納付受託者の指定等）

第19条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を指定し、当該指定の内容を変更し、又は当該指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ企業出納員と協議するものとする。

2 市長は、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ当該右欄に掲げる事項及びその他必要な事項を告示しなければならない。

指定納付受託者を指定したとき。	(1) 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地 (2) 指定納付受託者に納付を委託する収入の種類 (3) 指定日
指定納付受託者の指定の内容を変更したとき。	(1) 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地 (2) 変更の内容 (3) 変更日
指定納付受託者の指定を取り消し	(1) 指定納付受託者の名称及び住所又は事

たとき。	務所の所在地
	(2) 取消日

(指定納付受託者による納付)

第19条の3 指定納付受託者は、地方自治法第231条の2の2の規定による委託を受けたときは、市長が指定する日までに当該委託を受けた収入を納付しなければならない。

2 前項の場合において、同項の指定する日までに指定納付受託者による収入の納付があったときは、当該収入に係る地方自治法施行規則第12条の2の6第1項に定める書面及び同条第2項に定める通知を当該収入に係る領収書とみなす。

(徴収又は収納事務の委託)

第19条の4 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により公金の徴収又は収納の事務（以下この条において「徴収事務」という。）を委託する場合において、徴収事務の委託を受けた者が現金の納付を受けたときの領収書の交付及び収納金の取扱いについては、第18条及び第19条第2項の規定の例による。ただし、市長が特に必要があると認める場合については、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、徴収事務の委託に関して必要な事項は、市長が別に定める。

第75条第1項中「（昭和27年法律第292号）」を削る。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 5 号

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則（昭和 3 5 年 1 1 月規則第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表その他の表薬品容器代の項中「5 0 円」を「7 8 円」に、

「

個室使用料	特別室	1 日	2 0 , 0 0 0 円
	個室 A	1 日	5 , 0 0 0 円
	個室 B	1 日	4 , 0 0 0 円

を

」

「

個室使用料	特別室	1 日	1 5 , 0 0 0 円
	個室 A	1 日	5 , 0 0 0 円
	個室 B	1 日	4 , 0 0 0 円
	準個室（2 床室）	1 日	1 , 5 0 0 円

に

」

改め、同表備考 1 の表中「、電話」を削り、同表に次のように加える。

準個室（2 床室）	電動ベッド、テレビ、床頭台、冷蔵庫、ロッカー、洗面台、デスク、ソファ
-----------	------------------------------------

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表その他の表薬品容器代の項の規定は、この規則の

施行の日以後に処方された薬品に係る薬品容器の料金について適用し、同日前に処方された薬品に係る薬品容器の料金については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正後の別表その他の表個室使用料の項の規定は、この規則の施行の日以後の個室の使用に係る料金について適用し、同日前の個室の使用に係る料金については、なお従前の例による。

告示

甲府市告示第 1 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 15 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 6 年 1 月 10 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 6 年 1 月 4 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市落合町地内（セブンイレブン甲府中道橋店付近）
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：柴犬風
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：茶白
- 6 その他の特徴：成犬、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課
電話 055-237-2550

甲府市告示第2号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和6年1月5日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第3号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物、これに付属する工作物及び立木その他土地に定着する物（以下「建築物等」という。）について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年1月9日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 建築物の敷地の所在
甲府市湯村一丁目983番地1
- 2 建築物の家屋番号等
家屋番号983番1の建物に付属する工作物（テラス）
- 3 所有者等が行うべき措置の内容
経年劣化により崩壊が進んでいる建築物等を除却し、適正に処理すること
- 4 措置の期限
令和6年1月30日
- 5 甲府市長による措置
所有者等が4の期限までに3の措置を行わない場合は、法第22条第10項の規定により市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。
- 6 動産等の取扱い
市長等が3の措置を行うときは、工作物上及び工作物周辺に残置されている動産等を撤去し、処分する。
動産等について権利等を主張しようとする者は、4の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、7の問合せ先へ通知すること。
- 7 問合せ先
甲府市まちづくり部まちづくり総室空き家対策課
電話 055-237-5350
FAX 055-230-1039

甲府市告示第4号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和6年1月9日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第5号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年1月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 企発第24294号
充当通知書 企発第24295号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年1月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上阿原町字熊の社955番3、956番1及び959番1
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
韮崎市岩下1277番地
岩下 まさ子

甲府市告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和6年1月11日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年1月15日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市増坪町字栗分262番
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市石和町小石和字神明328番地1
有限会社毎信運輸倉庫
代表取締役 宮入謙二

甲府市告示第 9 号

ネーミングライツパートナー募集に係る手続開始の公告について、次のとおり「甲府市「施設特定型」ネーミングライツパートナー申込書」及び誓約書等の提出を招請する。

令和 6 年 1 月 1 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 対象施設名称

おしろらんど

2 募集の目的

本募集は、施設の愛称を命名する権利を付与する対価として、ネーミングライツパートナーからネーミングライツ料を得て、施設の維持管理及び運営に係る費用に充てることにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約期間は、3 年以上とする。

※ 提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツパートナーを決定する。

4 命名権料

1 年間当たり 2 0 0 万円以上とする。(消費税及び地方消費税相当額を含む) ネーミングライツパートナーから施設に提供する役務や物品などの提案があれば、併せて審査する。

5 応募資格要件

ネーミングライツパートナーとなることを希望する法人等とする。

本社・本店等の所在地については、甲府市内外を問わない。

ただし、甲府市広告掲載基準第 5 に掲げるものに該当しないこと。

【甲府市広告掲載基準抜粋】

5 規制業種又は事業者

次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で、風俗営業と規定される業種及び類似の業種

(2) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種

(3) 投機の商品に関するもの

(4) ギャンブルに関するもの

(5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設

(6) 占い、運勢判断に関するもの

(7) 本市の市税を滞納している事業者

6 手続等

- (1) 募集要領、申込書、誓約書等を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 甲府市「施設特定型」ネーミングライツパートナー申込書及び誓約書等の提出方法、提出期間及び提出先については、甲府市「施設特定型」ネーミングライツパートナー募集要領等を参照すること。

7 連絡先

甲府市産業部産業総室ふるさと納税課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5328 (直通)

FAX 055-288-8044

ネーミングライツパートナー募集に係る手続開始の公告について、次のとおり「甲府市「施設特定型」ネーミングライツパートナー申込書」及び誓約書等の提出を招請する。

令和 6 年 1 月 15 日

甲府市長 樋口 雄一

1 対象施設名称

緑が丘スポーツ公園野球場

2 募集の目的

本募集は、施設の愛称を命名する権利を付与する対価として、ネーミングライツパートナーからネーミングライツ料を得て、施設の維持管理及び運営に係る費用に充てることにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約期間は、3 年以上とする。

※ 提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツパートナーを決定する。

4 命名権料

1 年間当たり 200 万円以上とする。(消費税及び地方消費税相当額を含む) ネーミングライツパートナーから施設に提供する役務や物品などの提案があれば、併せて審査する。

5 応募資格要件

ネーミングライツパートナーとなることを希望する法人等とする。

本社・本店等の所在地については、甲府市内外を問わない。

ただし、甲府市広告掲載基準第 5 に掲げるものに該当しないこと。

【甲府市広告掲載基準抜粋】

5 規制業種又は事業者

次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で、風俗営業と規定される業種及び類似の業種

(2) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種

(3) 投機の商品に関するもの

(4) ギャンブルに関するもの

(5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設

(6) 占い、運勢判断に関するもの

(7) 本市の市税を滞納している事業者

6 手続等

- (1) 募集要領、申込書、誓約書等を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 甲府市「施設特定型」ネーミングライツパートナー申込書及び誓約書等の提出方法、提出期間及び提出先については、甲府市「施設特定型」ネーミングライツパートナー募集要領等を参照すること。

7 連絡先

甲府市産業部産業総室ふるさと納税課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5328 (直通)

FAX 055-288-8044

ネーミングライツパートナー募集に係る手続開始の公告について、次のとおり「甲府市「施設特定型」ネーミングライツパートナー申込書」及び誓約書等の提出を招請する。

令和 6 年 1 月 15 日

甲府市長 樋口 雄一

1 対象施設名称

緑が丘スポーツ公園庭球場

2 募集の目的

本募集は、施設の愛称を命名する権利を付与する対価として、ネーミングライツパートナーからネーミングライツ料を得て、施設の維持管理及び運営に係る費用に充てることにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約期間は、3 年以上とする。

※ 提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツパートナーを決定する。

4 命名権料

1 年間当たり 70 万円以上とする。(消費税及び地方消費税相当額を含む) ネーミングライツパートナーから施設に提供する役務や物品などの提案があれば、併せて審査する。

5 応募資格要件

ネーミングライツパートナーとなることを希望する法人等とする。

本社・本店等の所在地については、甲府市内外を問わない。

ただし、甲府市広告掲載基準第 5 に掲げるものに該当しないこと。

【甲府市広告掲載基準抜粋】

5 規制業種又は事業者

次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で、風俗営業と規定される業種及び類似の業種

(2) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種

(3) 投機の商品に関するもの

(4) ギャンブルに関するもの

(5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設

(6) 占い、運勢判断に関するもの

(7) 本市の市税を滞納している事業者

6 手続等

- (1) 募集要領、申込書、誓約書等を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 甲府市「施設特定型」ネーミングライツパートナー申込書及び誓約書等の提出方法、提出期間及び提出先については、甲府市「施設特定型」ネーミングライツパートナー募集要領等を参照すること。

7 連絡先

甲府市産業部産業総室ふるさと納税課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5328 (直通)

FAX 055-288-8044

甲府市告示第 12 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第 55 条の 3 の規定により公示する。

令和 6 年 1 月 15 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

公募型指名競争入札実施要綱(平成17年4月1日総第1号)第5の規定により、次の1件の公募型指名競争入札を執行する。

令和6年1月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 (環) 第17号
- (2) 業務名 甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託
(西・南ブロック)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 甲府市内(西・南ブロック)
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店がある者であること。
- (2) 仕様書の定める指定ごみ袋及びごみ処理券を確実に作製、又は調達するとともに、自ら保管して甲府市登録販売店からの発注に応じて配送できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止等を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 入札参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和6年1月16日(火)～令和6年1月29日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。
ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／
入札情報(その他・公募型))から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び受付場所
- ア 期間 令和6年1月16日(火)～令和6年1月29日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和6年2月22日(木) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市環境センター管理棟1階 会議室1
甲府市上町601番地4
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10／100)
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履

行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

公募型指名競争入札実施要綱(平成17年4月1日総第1号)第5の規定により、次の1件の公募型指名競争入札を執行する。

令和6年1月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 (環) 第18号
- (2) 業務名 甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託
(東・北・中央ブロック)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 甲府市内(東・北・中央ブロック)
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店がある者であること。
- (2) 仕様書の定める指定ごみ袋及びごみ処理券を確実に作製、又は調達するとともに、自ら保管して甲府市登録販売店からの発注に応じて配送できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止等を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 入札参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和6年1月16日(火)～令和6年1月29日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。
ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／
入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び受付場所
- ア 期間 令和6年1月16日(火)～令和6年1月29日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和6年2月22日(木) 午前10時30分
- (2) 場 所 甲府市環境センター管理棟1階 会議室1
甲府市上町601番地4
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10／100)
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履

行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第 15 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項の規定に基づく指定
地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第 78 条の
11 の規定により公示する。

令和 6 年 1 月 16 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1 9 7 1 7 0 0 7 0 1 |
| 2 | 事業所の名称 | 和音デイサービス |
| 3 | 事業所の所在地 | 山梨県甲斐市富竹新田 4 1 6 番地 5 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 山梨県甲斐市富竹新田 4 1 6 番地 5
和音デイサービス合同会社
代表社員 樋 川 富士子 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和 5 年 1 1 月 3 0 日 |

甲府市告示第16号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年1月18日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）福発第5663号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第 17 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 15 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 6 年 1 月 23 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 6 年 1 月 18 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市東光寺一丁目地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：柴犬
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：茶白
- 6 その他の特徴：成犬、青色のハーネスと青色のリードを装着
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課
電話 055－237－2550

甲府市告示第 18 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 15 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 6 年 1 月 23 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 6 年 1 月 18 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市荒川一丁目地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：甲斐犬風
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：黒茶
- 6 その他の特徴：成犬、ロープ状の首輪と赤色のリードを装着
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課
電話 055－237－2550

甲府市告示第 19 号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和 6 年 1 月 19 日

甲府市長 樋口 雄一

1	書 類	名	甲府市介護保険料納入通知書 甲府市介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書 甲府市介護保険料更正通知書 甲府市介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書 甲府市介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書
2	発 送	日	令和 5 年 4 月 21 日 令和 5 年 5 月 22 日 令和 5 年 7 月 3 日 令和 5 年 9 月 12 日 令和 5 年 11 月 13 日 令和 5 年 12 月 12 日
3	項 目		令和 5 年度介護保険料納入通知書 令和 5 年度介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書 令和 5 年度介護保険料更正通知書 令和 5 年度甲府市介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書 令和 5 年度介護保険料納付書 1～9 期分 介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書
4	納 期	限	令和 5 年 7 月 31 日 令和 5 年 8 月 31 日 令和 5 年 10 月 2 日 令和 5 年 10 月 31 日 令和 5 年 11 月 30 日 令和 6 年 1 月 4 日 令和 6 年 1 月 31 日 令和 6 年 2 月 29 日

- 令和 6 年 4 月 1 日
- 5 納 付 場 所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市企画財務部収納管理室収納課
甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課
窓口センター
- 6 送達を受けるべき者 別紙
- 7 保 管 場 所 甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課

甲府市告示第20号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年1月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 令和4年度介護保険料第8期分督促状
令和4年度介護保険料第9期分督促状
令和5年度介護保険料第1期分督促状
令和5年度介護保険料第2期分督促状
令和5年度介護保険料第3期分督促状
令和5年度令和4年度分介護保険料第1期分督促状
令和5年度令和4年度分介護保険料第6期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第 2 1 号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和 6 年 1 月 1 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 介護保険料 過誤納金還付通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第 22 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び第 54 条の 2 の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関変更届書を受理したので、同法第 55 条の 3 の規定により公示する。

令和 6 年 1 月 22 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関変更届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、管理者、変更事項、変更年月日

別紙のとおり

甲府市告示第 23 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第 55 条の 3 の規定により公示する。

令和 6 年 1 月 22 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

甲府市告示第 2 4 号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成 2 8 年福第 1 号）第 7 第 2 項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第 1 0 の規定により公示する。

令和 6 年 1 月 2 2 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1 9 7 0 1 0 4 0 5 3 |
| 2 | 事業所の名称 | ほっとる一むk |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市国母二丁目 8 番 2 号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市国母二丁目 8 番 2 号
ほっとる一むk 株式会社
代表取締役 窪 田 公 子 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
（介護予防通所介護相当サービス） |
| 6 | 廃止年月日 | 令和 6 年 3 月 3 1 日 |

甲府市告示第 2 5 号

次の国民健康保険被保険者証は、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和 3 5 年 1 1 月規則第 5 2 号）第 1 3 条の規定により無効である旨を告示する。

令和 6 年 1 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号等 別紙のとおり

甲府市告示第26号

次の市税等にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）が明らかでなく、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和6年1月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------------|
| 1 | 書類名 | 令和5年度市民税・県民税 税額決定兼納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部課税管理室市民税課 |

甲府市告示第 27 号

甲府農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 1 項の規定により公告し、変更理由を付した当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 26 日

甲府市長 樋口 雄一

1 甲府農業振興地域整備計画案の縦覧

(1) 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号

甲府市産業部農林振興室農政課

(2) 縦覧期間

自 令和 6 年 1 月 26 日

至 令和 6 年 2 月 26 日

2 意見書の提出

甲府市の区域内に住所を有する者（市内に事務所を有する法人も含む。）は、当該農業振興地域整備計画の案について、令和 6 年 2 月 26 日までに、市に対して文書で意見を提出することができる。

なお、提出された意見書については、要旨を取りまとめ、その処理結果を同法第 12 条第 1 項の規定に基づく当該農業振興地域整備計画書の公告時に合わせて公告する。

(1) 意見書の提出先

縦覧場所と同じ

3 異議の申し出

当該農業振興地域整備計画の案のうち、農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し法律上保護される権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和 6 年 2 月 26 日の翌日から起算して 15 日以内である令和 6 年 3 月 12 日までに、市に対して文書でこれを申し出ることができる。

(1) 異議申出先

縦覧場所と同じ

甲府市告示第 28 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 6 年 1 月 26 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字深田 608 番 1
以上 1 筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市里吉二丁目 2 番 36 号ブルームⅡ 301
中村 涼 綜

甲府市告示第29号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第7第2項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和6年1月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970103444 |
| 2 | 事業所の名称 | 医療法人笹本会
おおくに訪問介護ステーション |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市大里町5328番地 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市大里町5315番地
医療法人笹本会
理事長 笹本 憲男 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 令和6年2月1日 |

甲府市告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

令和6年1月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105035 |
| 2 | 事業所の名称 | アイアール福祉用具貸与事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市上阿原町1151番地 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市上阿原町1151番地
有限会社アイ・アールメディカル
代表取締役 中村理華 |
| 5 | サービスの種類 | 福祉用具貸与
介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売
特定介護予防福祉用具販売 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和6年1月31日 |

甲府市告示第 3 1 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 6 年 1 月 3 0 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 6 年 1 月 2 6 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市国母六丁目地内（MEGA ドン・キホーテ甲府店付近路上）
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：柴犬風
- 4 性別：オス（去勢済）
- 5 毛の色：茶白黒
- 6 その他の特徴：成犬（推定 8 歳）、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第 3 2 号

令和 6 年 2 月 2 日午後 1 時、次の付議すべき事件について甲府市議会臨時会を
甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号甲府市議会議場に招集する。

令和 6 年 1 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

付議事件

- 1 令和 5 年度甲府市一般会計補正予算（第 1 1 号）

甲府市告示第 33 号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条及び第 20 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 1 月 29 日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第 6183 号
充当通知書 福発第 6183 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第 34 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 6 年 1 月 29 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上阿原町字整理地 1318 番 1
以上 1 筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市古上条町 491 番地アンシャンテ 201 号
佐 久 間 大 貴

甲府市告示第 35 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 6 年 1 月 29 日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市中町字上ヶ待 317 番 1 から 317 番 7 まで、317 番 9 及び
332 番 3 の一部
以上 9 筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市住吉一丁目 16 番 16 号
有限会社遊亀不動産
代表取締役 渡辺 秀樹

甲府市告示第36号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年1月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------------------|
| 1 | 書類名 | 令和4年度市県民税督促状
令和5年度市県民税督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第 37 号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和 6 年 1 月 29 日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-----------------------|
| 1 | 書類名 | 令和 5 年度市県民税 過誤納金還付通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第 38 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和 6 年 2 月 12 日まで一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 29 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1060
- 3 路線名 中央道側道 11 号線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市大津町字横田 2075 番 1 地先から 甲府市大津町字横田 2320 番 8 地先まで	4.5 ～ 5.7	374.2
新	甲府市大津町字横田 2075 番 1 地先から 甲府市大津町字横田 2320 番 8 地先まで	8.4 ～ 23.7	498.6

甲府市告示第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年1月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------------|---------------------|
| 1 | 都市計画の種類 | 甲府都市計画用途地域の変更 |
| 2 | 都市計画を定める土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分 |
| 3 | 縦覧場所 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 |

甲府市告示第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年1月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------------|----------------------|
| 1 | 都市計画の種類 | 甲府都市計画防火地域及び準防火地域の変更 |
| 2 | 都市計画を定める土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分 |
| 3 | 縦覧場所 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 |

甲府市告示第41号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年1月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------------|---------------------|
| 1 | 都市計画の種類 | 甲府都市計画特別用途地区の変更 |
| 2 | 都市計画を定める土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分 |
| 3 | 縦覧場所 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 |

甲府市告示第42号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び介護保険法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

令和6年1月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105787 |
| 2 | 事業所の名称 | 今井整形福祉用具貸与事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市上阿原町1151番地 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市上阿原町1151番地
医療法人立史会
理事長 今井 立史 |
| 5 | サービスの種類 | 福祉用具貸与
介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売
特定介護予防福祉用具販売 |
| 6 | 指定年月日 | 令和6年2月1日 |

甲府市告示第43号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年1月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）福発第5807号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第 4 4 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 6 年 1 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(造園) 2 0 2 号	
工事名		都市計画道路付属物工事 (R 5 ・北口 2 号線)	
工事場所		甲府市朝日一丁目地内外	
工事概要	1	工事内容	道路植栽工 高木 N = 7 本 道路植栽工 中木 N = 1 1 9 本 道路植栽工 低木 N = 1 4 8 本 防止柵工 L = 3 6 m 車止め N = 6 本 歩道照明 N = 4 基 付帯工
	2	工期	令和 6 年 7 月 1 2 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 3 , 2 1 1 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	造園 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 6 0 0 点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の造園工事。 ただし、1 件の工事請負額が、 6 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 0 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績)

			は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年1月31日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年2月9日
	3	申請書受付開始日	令和6年1月31日
	4	申請書受付締切日	令和6年2月9日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和6年2月16日
	6	設計図書配付開始日	令和6年1月31日
	7	設計図書配付締切日	令和6年2月19日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和6年1月31日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和6年2月19日
	10	入札及び開札日時	令和6年2月28日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和6年2月22日 午後5時まで
	2	回答	令和6年2月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124
--------	---

甲府市告示第45号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和6年1月31日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	医療法人笹本会
2	事業者の所在地	甲府市大里町5315番地
3	事業所名	医療法人笹本会 おおくに訪問介護ステーション
4	事業所の所在地	甲府市大里町5328番地
5	事業の種類	居宅介護・重度訪問介護
6	指定事業所番号	1910100062
7	廃止年月日	令和6年1月31日

甲府市告示第46号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和6年1月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|----------------|
| 1 | 事業者名 | 合同会社 S a i |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市蓬沢一丁目10番12号 |
| 3 | 事業所名 | ミノアカファクトリー |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市飯田五丁目12番13号 |
| 5 | 事業の種類 | 就労継続支援A型 |
| 6 | 主たる対象者 | 知的障害者、精神障害者 |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910103694 |
| 8 | 指定年月日 | 令和6年2月1日 |

甲府市告示第 4 7 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 第 1 号の規定により公示する。

令和 6 年 1 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1	事業者名	株式会社 E P I C
2	事業者の所在地	甲府市国母三丁目 1 1 番 2 3 号
3	事業所名	放課後等デイサービスハッピーハグアテナ
4	事業所の所在地	甲府市青沼一丁目 1 4 番 1 3 号
5	事業の種類	放課後等デイサービス
6	主たる対象者	特定なし
7	指定事業所番号	1 9 5 0 1 0 3 6 6 1
8	指定年月日	令和 6 年 2 月 1 日

甲府市告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により公示する。

令和6年1月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 事業者名 | 公益財団法人山梨YMC A |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市中央三丁目10番7号 |
| 3 | 事業所名 | 相談支援事業所山梨YMC Aあーく |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市中央三丁目10番7号 |
| 5 | 事業の種類 | 指定特定相談支援
指定障害児相談支援 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定無し |
| 7 | 指定事業所番号 | 1930103674（指定特定相談支援）
1970103683（指定障害児相談支援） |
| 8 | 指定年月日 | 令和6年2月1日 |

農業委員会

甲府市農業委員会告示第 1 号

農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づく甲府市農業委員会 1 月定例総会を、甲府市農業委員会総会会議規則第 2 条の規定により、令和 6 年 1 月 30 日午後 3 時 30 分にベルクラシック甲府において開催し、付議すべき事項について審議することを公告する。

令和 6 年 1 月 24 日

甲府市農業委員会会長 柿 嶋 敦

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和 6 年 2 月告示分農用地利用集積計画について
- 3 令和 6 年 2 月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画について
- 4 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 5 令和 6 年度農作業臨時雇賃金等標準額について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第1号

甲府市上下水道局エネルギー管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年1月16日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局エネルギー管理規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局エネルギー管理規程(令和3年3月管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「電気の需要の平準化に関する処置」を「非化石エネルギーへの転換並びに電気の需要の最適化（以下「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等」という。）に関する措置」に改める。

第2条第1号中「定める」を「規定する」に改め、同条第4号中「法第5条第1項の規定により」の次に「経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣が定める事項並びに法第5条第2項及び第3項の規定により」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、同条第2号中「平準化」を「最適化」に、「第3項」を「第6項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 非化石エネルギーへの転換 法第2条第5項に規定する非化石エネルギーへの転換をいう。

第3条第1項中「エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条第7項中「法第15条第1項」の次に「及び第2項」を加え、同条第8項中「その他エネルギー

使用」を「その他エネルギーの使用」に、「省エネルギー」を「エネルギーの使用の合理化」に改める。

第4条第2項第5号中「省エネルギー」を「エネルギーの使用の合理化の」に改め、同条中第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 統括者は、工務部長の職にあるものとする。

第6条第2項中「省エネルギー」を「エネルギーの使用の合理化」に改める。

第7条第3項本文中「エネルギー使用の合理化及び電気の平準化」を「エネルギーの使用の合理化」に改め、同項第5号中「合理化及び電気の需要の平準化」を「合理化」に改める。

第8条中「合理化及び電気の需要の平準化」を「合理化」に改める。

第9条の見出し並びに第1項及び第2項中「エネルギーの使用の合理化」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換」に改め、同条第1項から第3項までの規定中「エネルギー使用合理化取組方針」を「エネルギー使用合理化及び非化石エネルギー転換取組方針」に改める。

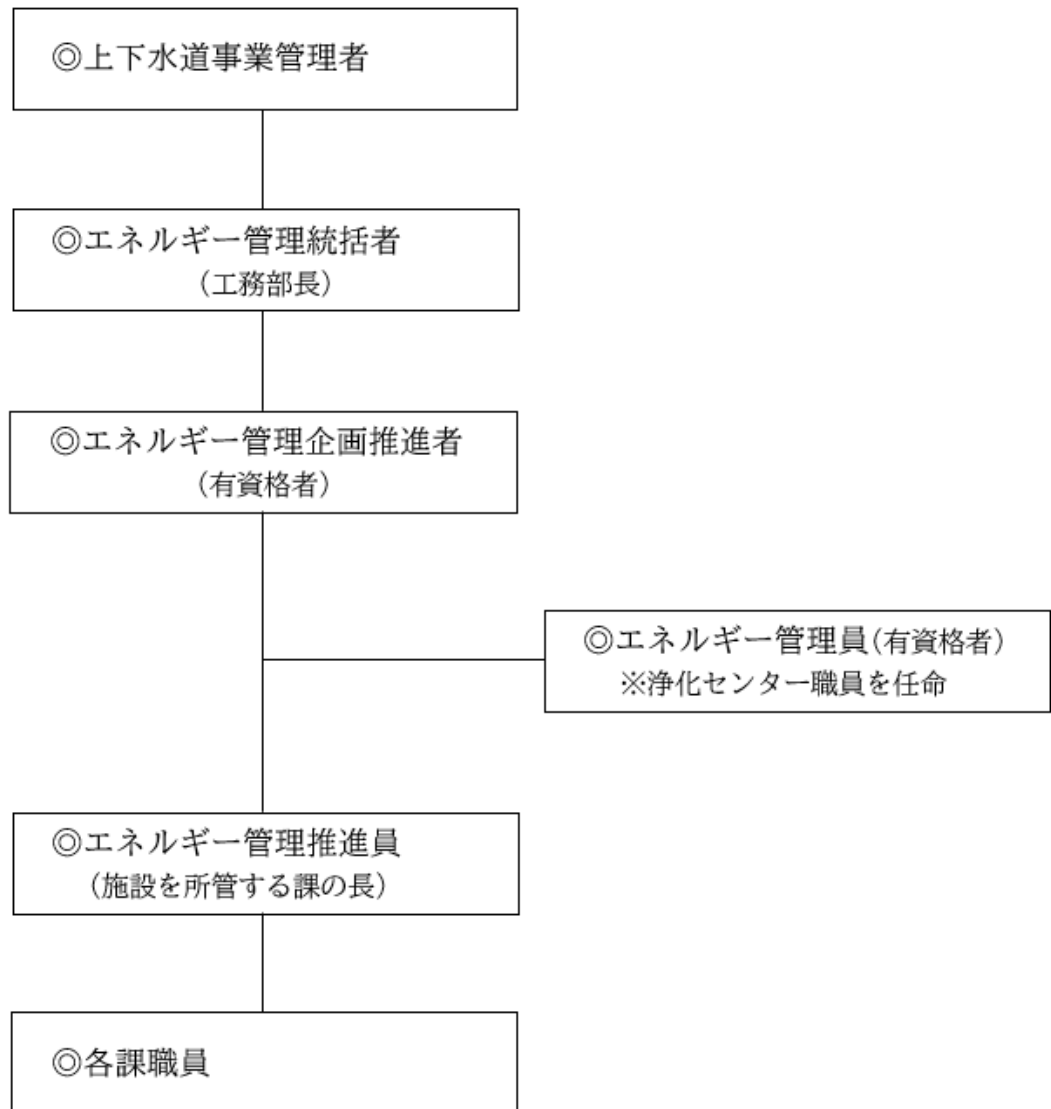
第10条の見出し並びに第1項及び第2項中「平準化」を「最適化」に、同条第1項から第3項までの規定中「電気需要平準化取組方針」を「電気需要最適化取組方針」に改める。

第11条第2項中「エネルギー使用合理化取組方針」を「エネルギー使用合理化及び非化石エネルギー転換取組方針」に、「電気需要平準化取組方針」を「電気需要最適化取組方針」に改める。

第12条第1項中「統括者は、」の次に「定例的な会議のほか、」を加え、「会議」を「臨時会議」に改め、同条第2項中「総務課」を「計画課」に改める。

別図（第3条関係）を次のように改める。

甲府市上下水道局エネルギー管理組織体制



附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市上下水道局告示第 1 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 6 年 1 月 1 6 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 1 1 0 0 9 6 号		
工事名	(災対－1) 配水管布設替工事(余フ)		
工事場所	甲府市桜井町地内(東甲府医院の西)		
工事概要	1	工事内容	D I P . G X ϕ 1 0 0 L = 2 2 2 . 0 m 仕切弁 . G X ϕ 1 0 0 3 基 空気弁 ϕ 2 0 2 基 不断水簡易仕切弁 ϕ 1 5 0 2 基 臨給工(支給材有) 1 式
	2	工期	令和 6 年 8 月 1 3 日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 6 年 2 月 1 3 日から令和 6 年 4 月 1 2 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 (税込み)	2 8 , 9 9 6 , 0 0 0 円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資 格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 又は B
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1 件の工事請負額が、 1 , 4 0 0 万円以上の実績に限る。

			元請として平成20年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年1月16日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年1月25日
	3	申請書受付開始日	令和6年1月16日
	4	申請書受付締切日	令和6年1月25日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年1月31日
	6	設計図書配付開始日	令和6年1月16日
	7	設計図書配付締切日	令和6年2月1日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年1月16日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年2月1日
	10	入札及び開札日時	令和6年2月9日 午前9時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年2月6日 午後5時まで
	2	回答	令和6年2月7日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第2号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、その関係図面は、甲府市上下水道局工務部工務総室計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年1月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日

令和6年2月1日

- 2 供用（下水の処理）を開始する区域

町名	地番
(1) 古府中町	3 6 3 7 - 1
(2) 下曽根町	4 2、4 3、4 4 - 1、4 7 - 1、4 7 - 2、 3 9 2、3 9 5、3 9 6、3 9 8
(3) 下向山町	4 1 9 4、4 2 0 1 - 2

- 3 供用を開始する排水施設の位置

甲府市上下水道局工務部工務総室計画課に備え置く図面のとおり

- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別

分流式

- 5 縦覧期間

令和6年1月18日から令和6年1月31日までの土日を除く

午前8時30分から午後5時15分まで

甲府市上下水道局告示第 3 号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、その関係図面は、甲府市上下水道局工務部工務総室計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 17 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
令和 6 年 2 月 1 日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
(1) 山宮町、羽黒町、愛宕町、古府中町、東光寺二丁目、善光寺一丁目、善光寺三丁目、徳行五丁目、丸の内一丁目、国玉町、桜井町、向町、和戸町、横根町、川田町、上阿原町、西高橋町、七沢町、蓬沢町、蓬沢一丁目、中町、上町、増坪町、小瀬町、小曲町、西下条町、上今井町、下今井町、下小河原町、大津町、砂田町、落合町、東下条町、堀之内町、大里町、西田町、青葉町、里吉二丁目、里吉四丁目の各一部区域
- 3 供用を開始する排水施設の位置
甲府市上下水道局工務部工務総室計画課に備え置く図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式（一部合流式を含む）
- 5 縦覧期間
令和 6 年 1 月 18 日から令和 6 年 1 月 31 日までの土日を除く
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

甲府市上下水道局告示第4号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和6年1月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

指定番号	指定業者名	住 所	代表者名
312	㈱大南設備	南巨摩郡身延町丸滝 158-1	志村 悟
313	㈱清水総合工業	南アルプス市有野 3274	清水 亨
316	(有)早川建材設備	甲州市塩山千野 3493	青沼 久
317	星設備	甲府市里吉 1-3-1	星 茂樹
318	清水	甲斐市万才 151	清水 港
319	(有)古屋商店	甲府市朝気 1-2-66	古屋 英司
320	奥秋織物㈱	都留市中津森 197	奥秋 健次
322	塩山ヒタチ商会	甲州市塩山下於曾 1077	吉田 博光
323	山梨日化サービス㈱	中巨摩郡昭和町築地新居 907-1	片田 英希
324	野木設備	甲斐市篠原 202-11	野木 幸雄
325	中央水道	中央市下河東 3005-1	青木 勇
327	千野設備	甲府市相生 1-12-11	千野 幸司
328	土橋興業	甲府市青葉町 10-28	土橋 直人
331	ダイワ設備	甲府市朝気 1-1-5	大沢 和澄
333	ナカゴミ㈱	南アルプス市桃園 600-3	中込 通雄
334	コバヤシ設備	韮崎市穂坂町宮久保 62-5	小林 勇二
335	(有)マルシゲ興業	甲府市善光寺 2-3-8	金丸 茂男
336	甲斐サービス	甲斐市富竹新田 1082-22	長田 芳郎
339	(有)古屋土木設備	山梨市南 1359	古屋 照雄
342	中嶋設備	南アルプス市桃園 496-1	中嶋 亮二
343	(有)ハヤカワ	南アルプス市鏡中條 3372	早川 秀明
346	山野設備工業	甲斐市龍地 6544	山野 洋人
348	オゴヌキ設備	甲府市古府中町 1000	小後貫 耕一
351	㈱MAEZAWA	甲府市貢川本町 4-3	前澤 浩

指定番号	指定業者名	住 所	代表者名
352	(有)山本建築工業	甲府市中央 5-2-6	山本 大介
353	(株)山梨ボーリング	甲府市西高橋町 233	堀内 久
354	(有)ケンソウ	甲府市国母 5-10-28	保坂 吉隆
359	(有)トーショー	甲斐市万才 155-1	清水 剛仁
361	共信冷熱(株)	甲府市大里町 1094	岸本 泰典
362	(有)甲西管工	南アルプス市山寺 1254-6	秋山 進
367	(株)トーレイ	甲府市蓬沢町 1111	早川 徳仁
369	(株)末木設備工業	甲斐市島上条 457-1	末木 啓之
370	平賀設備	甲府市国母 4-16-18	平賀 利男
371	廣瀬住設	中央市東花輪 953-5	廣瀬 真吾
372	上野設備	甲州市塩山下塩後 364-4	上野 賢一
377	横谷設備	笛吹市石和町河内 259-10	横谷 正渡

甲府市上下水道局告示第 5 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 6 年 1 月 3 1 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 1 1 0 0 9 8 号		
工事名	(更新－ 1 9) 配水管布設替工事 (余フ)		
工事場所	甲府市丸の内二丁目地内 (市立舞鶴小学校の北東)		
工事概要	1	工事内容	HPPE φ 1 0 0 L = 2 . 5 m HPPE φ 7 5 L = 3 3 6 . 5 m 仕切弁、PE φ 7 5 3 基
	2	工期	令和 6 年 1 0 月 1 6 日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 4 月 3 0 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 (税込み)	2 9 , 9 9 7 , 0 0 0 円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資 格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 又は B
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1 件の工事請負額が、 1 , 4 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 0 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。

			なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年1月31日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年2月9日
	3	申請書受付開始日	令和6年1月31日
	4	申請書受付締切日	令和6年2月9日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年2月16日
	6	設計図書配付開始日	令和6年1月31日
	7	設計図書配付締切日	令和6年2月19日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年1月31日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年2月19日
	10	入札及び開札日時	令和6年2月28日 午前9時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年2月22日 午後5時まで
	2	回答	令和6年2月26日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 10 / 100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第 6 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 6 年 1 月 3 1 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 1 1 0 0 9 9 号		
工事名	(更新－ 8) 配水管布設替工事 (余フ)		
工事場所	甲府市上石田三・四丁目地内 (市立南西中学校の北西)		
工事概要	1	工事内容	H P P E ϕ 1 0 0 L = 1 7 9 . 5 m 仕切弁. P E ϕ 1 0 0 3 基 H P P E ϕ 7 5 L = 6 3 . 5 m 仕切弁. P E ϕ 7 5 2 基
	2	工期	令和 6 年 9 月 2 6 日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 4 月 3 0 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 (税込み)	2 7 , 0 7 1 , 0 0 0 円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資 格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 又は B
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1 件の工事請負額が、 1 , 3 0 0 万円以上の実績に限る。

			元請として平成20年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年1月31日
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年2月9日
	3	申請書受付開始日	令和6年1月31日
	4	申請書受付締切日	令和6年2月9日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和6年2月16日
	6	設計図書配付開始日	令和6年1月31日
	7	設計図書配付締切日	令和6年2月19日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和6年1月31日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和6年2月19日
	10	入札及び開札日時	令和6年2月28日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和6年2月22日 午後5時まで
	2	回答	令和6年2月26日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第7号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和6年1月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（舗装）6号		
工事名	①（路4－10）路面復旧工事（余フ） ②下水道改良工事（公共R5－8）（余フ）		
工事場所	甲府市中央二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	①路面復旧工事 施工延長：L＝192m 幅員：W＞3.0m 表層工（再生密粒度ASC13 t＝5cm） A＝1696㎡ 表層工（ポーラスASC13 t＝5cm） A＝89㎡ 上層工（再生瀝青安定処理路盤 t＝10cm） A＝185㎡ 不陸整正工（補足材M－30 t＝3cm） A＝1790㎡ 区画線工・付帯工 一式 ②下水道改良工事 人孔鉄蓋調整取替工（φ600） 3箇所 柵取付管撤去工（φ200） 1箇所 付帯工 1式
	2	工期	令和6年8月7日まで

	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和6年3月1日から令和6年 4月30日までの間で受注者が選択する日	
	4	予定価格 (税込み)	20,680,000円	
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	
入札参加資 格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総 合評定値（P）700点以上	
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 1000万円以上の実績に限る。 元請として平成20年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。	
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)	
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和6年1月31日	
	2	入札説明書等配付締切日	令和6年2月9日	
	3	申請書受付開始日	令和6年1月31日	
	4	申請書受付締切日	令和6年2月9日 午後3時まで	
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和6年2月16日	
	6	設計図書配付開始日	令和6年1月31日	
	7	設計図書配付締切日	令和6年2月19日	
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和6年1月31日	

	9	設計図書に関する質問 締切日	令和6年2月19日
	10	入札及び開札日時	令和6年2月28日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和6年2月22日 午後5時まで
	2	回答	令和6年2月26日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる。
問い合わせ先		甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

任免辞令

(市長事務部局)

傳 田 寛 美

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室総務課主事を命ずる

花 田 友 美

技術職員に採用する
保健師を命ずる
子ども未来部子ども未来総室母子保健課技師を命ずる

以 上 発 令 日 令和 6年 1月 1日

市立甲府病院 診療部 医師 馬 場 夏 未
退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 6年 1月 3日

市立甲府病院 看護部 主任 瀬 戸 由 美
退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 6年 1月 31日